

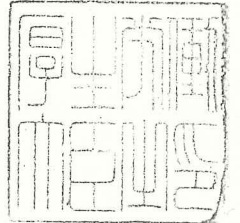
厚生労働省発食安0513第3号

平成26年5月13日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

1. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の5の（6）に示す「カルバドックス試験法」を削除し、「オラキンドックス及びカルバドックス試験法」と改定を行うこと。
2. 規格基準第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の7の（4）に示すクレンブレロール試験法を削除し、6に新たな試験法として追加して改定すること。

